

○小谷村移住おためし住宅の設置及び管理に関する条例

平成29年 3 月24日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定に基づき、小谷村移住おためし住宅（以下「おためし住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 村外から小谷村に移住を検討している者等を対象に一定期間、村の気候風土や文化に触れながら生活体験できる機会を提供し、村への移住の促進を図るため、おためし住宅を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 おためし住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称		位置
おためし住宅	深原	小谷村大字北小谷4724番地
	土倉	小谷村大字千国乙6074番地 2

(利用者の資格)

第 4 条 おためし住宅を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、小谷村暴力団排除条例（平成23年小谷村条例第23号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員等（同居しようとする者がこれらに該当する場合を含む。）は、利用することができないものとする。

- (1) 小谷村への移住を検討している者
- (2) 小谷村が企画する移住・交流を目的とするイベントやセミナーに参加する者
- (3) その他村長が特に必要と認める者

(利用申請)

第 5 条 おためし住宅を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用を開始する日の 7 日前までに、小谷村移住おためし住宅利用申込書（様式第 1 号）（以下「利用申込書」という。）を村長に提出しなければならない。ただし、泊を伴わない利用については、利用日の 3 日前までに、利用申込書を村長に提出しなければならない。

(利用許可)

第 6 条 村長は、前条の規定による利用申請があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、小谷村移住おためし住宅利用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

る。

2 村長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(定期建物賃貸借の契約)

第7条 前条の利用許可を受けた利用者のうち、泊を伴う利用者においては、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する契約を、小谷村移住おためし住宅定期賃貸借契約書（様式第3号）により村長と締結しなければならない。

2 村長は、前項の契約を締結しようとするときは、あらかじめ借地借家法第38条第2項の規定により、利用者に対し、契約の更新がなく、契約期間の満了によりおためし住宅の賃貸借は終了することを小谷村移住おためし住宅定期賃貸借契約についての説明（様式第4号）により説明しなければならない。

(利用期間及び利用料)

第8条 おためし住宅の利用期間及び利用料は、以下に定めるとおりとする。

名称		利用期間及び基本利用料	冬期利用料
おためし住宅	深原	1泊2日以上14泊15日以内 1棟1泊につき3,000円	12月から翌年3月の期間は、1泊につき深原1棟1000円、土倉1人1泊400円を加算する。
		15泊16日以上30泊31日以内 1棟45,000円	
	土倉	1泊2日以上6泊7日以内 1人1泊につき2,500円	
	泊を伴わない 場合	半日（4時間）1棟につき1,500円 一日（8時間）1棟につき3,000円	

2 利用者は、前項に定めるおためし住宅の利用料（以下「利用料」という。）を利用開始日以前に納付しなければならない。

3 前項により納めた利用料は、これを還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由によりおためし住宅を使用することができなくなった場合、その全部又は一部を還付することができる。

4 おためし住宅の利用期間は許可書において定めるとおりとし、泊を伴うおためし住宅の利用開始時間は、利用開始日の午後1時以降午後5時までとし、利用終了時間は、利用期間満了日の午前9時以降午前11時までとする。泊を伴わないおためし住宅の利用時間は、利用日の午前9時から午後5時

までとする。ただし、村長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用許可の取消し)

第9条 村長は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったと認めるときは、第6条の規定による利用許可を取消すことができる。この場合、村長は小谷村移住おためし住宅利用許可取消書（様式第5号）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により利用許可を取消したときは、納付した利用料は還付しないものとする。
- 3 前項の規定により利用許可を取消された場合にあっては、直ちに住宅を明渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。
- 4 村長は、前項の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について、利用者と協議するものとする。

(明渡し)

第10条 利用者は、利用期間満了日までに住宅を明渡さなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 利用者は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に村長に通知しなければならない。
- 3 村長は、第1項の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について、利用者と協議するものとする。

(立入り)

第11条 村長は、おためし住宅の防災、火災の延焼、構造の保全その他のおためし住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくてもおためし住宅内に立入ることができるものとする。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により住宅、設備、備品及びその他の物件を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

- 2 利用者は、おためし住宅の鍵を紛失した場合、村の請求に基づく鍵シリンダー等の取替えに係る実費を弁償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成30年12月19日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。